

## 4 野生の山菜・きのこなど

流通・販売を目的として採取された野生の山菜、きのこ類については、安全確認のための食品モニタリング検査が実施されています。

シカ、イノシシ、クマなどは、狩猟や有害鳥獣駆除を目的に捕獲されており、獣肉が流通することは基本的にはありませんが、出荷制限の対象となっていることから、検査を継続的に行っています。

### (1) 野生の山菜・きのこ

流通、販売を目的として採取された、野生の山菜類及びきのこ類について食品モニタリング検査を実施し、安全を確認しています。

万が一、基準を超える放射性物質が検出された場合は、出荷制限等の措置を講じ、流通しないようにしています。

#### ア 食品モニタリング検査

平成29年3月末までに、野生のきのこ類38件、野生の山菜類164件、合計202件の検査を

行いました。

〈野生のきのこ・山菜類のモニタリング検査件数〉

年度	区分	検体数	基準超過数
平成28年度	野生きのこ	1	0
	野生の山菜	21	0

#### イ 出荷制限等

野生の山菜類については、平成24年度の検査で渋川市産の野生タケノコ(マダケ)が基準値を超過したため、出荷自粛要請となりましたが、平成25年度の検査で渋川市のうち旧伊香保町、旧北橋村、旧赤城村、旧子持村で採取されたものについて安全が確認されたので、同地区については出荷自粛要請を解除しました。なお、旧渋川市地区及び旧小野上村地区では、出荷自粛要請が継続しています。

また、平成25年度の検査で高崎市の旧倉渕村地区で採取された野生タラノメで基準値超

過が確認され、県による出荷自粛要請が行われています。

さらに、平成26年度の検査でみなかみ町の野生コシアブラと野生タケノコ(マダケ)で基準値超過が確認され、県による出荷自粛要請が行われています。

野生きのこ類については、平成24年度の検査で沼田市、安中市、長野原町、嬬恋村、高山村、東吾妻町、みなかみ町で基準値超過が認められたため、同市町村については国から出荷制限が指示されています。

## (2) 水産物（河川・湖沼）

イワナ・ワカサギなど、県内の河川湖沼で採捕される魚類の放射性物質については、事故当時と比べると、徐々に減少し、ごく限られた水域で基準値を超える放射性物質がごくまれに検出されるのみとなりました。

県内の河川湖沼を対象に、7魚種（アユ・イワナ・ウグイ・コイ・ヤマメ・ワカサギ・ナマズ）を採捕し、平成23年度に108検体、平成24年度に197検体、平成25年度に329検体、平成26年度に263検体、平成27年度に213検体、平成28年度は196検体、合計1,306検体で検査を実施

しました。

平成28年度に基準値を超えたのは、出荷制限水域から採捕したイワナで1検体のみでした。

県内では、吾妻川（支流を含む。ただし、岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間に限る。）のイワナ・ヤマメ、薄根川（支流を含む。）のイワナは出荷制限、赤城大沼のイワナ・ヤマメ・ウグイ・コイは出荷自粛となっています。

〈河川・湖沼における水産物の検査数〉

年度	イワナ	ヤマメ	アユ	ワカサギ	ウグイ	コイ	ナマズ	計
平成28年度	58	88	11	39	0	0	0	196
基準値超え	上沢渡川:イワナ(基準値:100Bq/kg)							

## (3) 野生鳥獣

県では、平成23年度から、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及び鳥類（キジ、ヤマドリ、カモ類等）を対象に放射性物質検査を行っています。放射性物質検査を踏まえ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びヤマドリについては、

県内全域で出荷制限が行われており、これらの野生鳥獣肉の流通は基本的にありません。

なお、放射性物質の濃度は、個体ごとにバラツキもありますが、継続して検査を実施しています。

〈野生鳥獣検査結果〉

年度	区分	検体数	基準超過数
平成28年度	ツキノワグマ	34	17
	イノシシ	73	14
	ニホンジカ	74	4
	ヤマドリ	5	0

# 食品等出荷制限・自粛の状況 一覧表

平成29年3月31日現在

## 1. 農林水産物

品目	出荷制限 出荷自粛	対象地域	指示・要請 年月日	解除年月日	解除の 種類
カキナ	出荷制限	群馬県全域	H23.3.21	H23.4.8	全部解除
ホウレンソウ	出荷制限	群馬県全域	H23.3.21	H23.4.8	全部解除
茶	出荷制限	桐生市	H23.6.30	H24.5.28	全部解除
		渋川市		H25.6.7	
乾しいたけ (原木栽培)	出荷自粛	高崎市	H23.12.5		
		沼田市			
		渋川市			
		富岡市			
		中之条町			
		高山村			
		東吾妻町			
みなかみ町					
原木なめこ (露地栽培)	出荷自粛	藤岡市	H24.12.13		

## 2. 野生の山菜・きのこ、水産物、野生鳥獣

品目	出荷制限 出荷自粛	対象地域	指示・要請 年月日	解除年月日	解除の 種類
野生タケノコ (マダケ)	出荷自粛	渋川市 (旧渋川市及び旧小野上村を除く)	H24.6.25	H25.7.22	一部解除
		みなかみ町	H26.7.9		
野生タラノメ	出荷自粛	高崎市(旧倉渕村)	H25.4.25		
野生コシアブラ	出荷自粛	みなかみ町	H26.5.28		
野生きのこ	出荷制限	沼田市	H24.9.25		
		嬬恋村			
		東吾妻町			
		高山村	H24.10.10		
		安中市	H24.10.16		
		長野原町	H24.10.23		
フキノトウ	出荷自粛	中之条町	H24.4.9	H24.4.20	全部解除
ヤマメ (養殖を除く)	出荷制限	吾妻川 (支流を含む。ただし、岩島橋から東電佐久 発電所取水施設までの区間に限る。)	H24.4.27		一部解除
		薄根川(支流を含む。)		H24.11.9	
		小中川(支流を含む。)		H25.4.25	
		桃ノ木川(支流を含む。)		H25.4.25	
イワナ (養殖の除く)	出荷制限	吾妻川 (支流を含む。ただし、岩島橋から東電佐久 発電所取水施設までの区間に限る。)	H24.6.8	H25.6.28	一部解除
		薄根川(支流を含む。)	H24.6.8		
		薄根川(支流を含む。)	H26.3.12		
		烏川 (支流を含む。ただし、川田橋より上流に限る。)	H24.6.8	H24.11.9	
イワナ ヤマメ	出荷自粛	赤城大沼	H24.9.1		
ウグイ	出荷自粛	赤城大沼 名久田川 (吾妻川から上流の本支流)	H24.9.1	H25.11.12	一部解除
コイ	出荷自粛	赤城大沼	H24.9.1		
ワカサギ	出荷自粛	赤城大沼	H24.9.1	H26.3.14	全部解除
			H26.8.22	H27.9.1	
		榛名湖	H25.2.1	H27.9.1	
イノシシ (野生)	出荷制限	群馬県全域	H24.10.10		
クマ (野生)	出荷制限	群馬県全域	H24.9.10		
シカ (野生)	出荷制限	群馬県全域	H24.11.14		
ヤマドリ (野生)	出荷制限	群馬県全域	H25.1.23		

○出荷制限と出荷自粛の違い

出荷制限：原子力災害特別措置法（第20条）に基づく国による出荷制限指示。

出荷自粛：県による出荷自粛要請。

## 5 流通食品

県内に流通する食品の安全性を確認するため、県と前橋市及び高崎市が連携して県内の食品製造所又は販売店で採取した食品について、食品安全検査センターにて放射性物質の検査を実施しています。

流通食品の放射性物質検査は平成23年12月から実施しており、平成29年3月末までに計648検体の検査を行い、全て暫定規制値もしくは基準値以下でした。

### (1) 実施結果

収去品(注15) 564検体、試買品(注16) 84検体、計648検体実施し、結果は全て暫定規制値もしくは基準値以下でした。

(注15) 収去品＝収去検査とは、食品衛生法に基づき食品の安全性確保の一環として、食品衛生監視員が食品製造施設や販売施設から食品等を検査するために無償で採取したものをいいます。

(注16) 試買品＝流通・販売されている食品を検査するために消費者の視点から買い上げたものをいいます。



ゲルマニウム半導体検出器  
(食品等の放射性物質濃度を測定します)

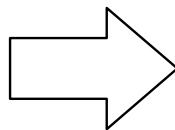
〈流通食品検査結果〉

年度	乳・乳製品	小麦粉製品	大豆製品	生鮮野菜等	清涼飲料水	農産物加工品	生鮮魚介類	酒類	鶏卵	乳児用食品	弁当・そうざい	食肉製品	その他	合計	基準値超過数※
平成23年度	20	10	2	11	2	14	5	-	-	-	-	2	-	66	0
平成24～平成28年度	79	56	52	29	78	109	33	2	19	16	28	33	48	582	0

※食品の新たな基準値の設定について

放射性セシウム暫定規制値  
(平成23年度適用)

食品群	規制値(Bq/kg)
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	500
肉・卵・魚・その他	500



食品衛生法の放射性セシウム規格基準値  
(平成24年4月1日から適用)

食品区分	基準値(Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

#### ◆食品中の放射性物質検査の手順



サンプルを細切



重さを量る



ゲルマニウム半導体  
検出器で測定



データを解析

## 6 学校給食

県教育委員会では学校給食検査設備整備事業（学校給食用食材の事前検査）及び学校給食安心対策事業（提供後の学校給食の検査）によって、平成24年度から学校給食の放射性物質検査を実施しています。

これまでの検査の中で、食品中の放射性物質検査基準値を超えた学校給食用食材及び学校給食は確認されていません。

### (1) 学校給食検査設備整備事業

県内5か所の教育事務所に設置した放射性物質検査機器により、検査を希望する市町村等が給食用食材の検査を実施しています。検査結果は、全て、基準値以下でした。

〈給食用食材検査結果〉

年度	検体数	検査結果			延べ実施団体数
		検出		検出下限値未満	
		50Bq/kg以上	50Bq/kg未満		
平成28年度	751	0	0	751	632



### (2) 学校給食安心対策事業（旧学校給食モニタリング事業）

調理済みの学校給食を、毎日1食分を1週間分まとめて、放射性物質検査を実施しています。検査結果は、全て、検出下限値未満でした。なお、平成28年度に事業を廃止しました。

〈提供給食の検査結果〉

年度	区分	市町村	検査結果
平成24年度	5月28日～9月14日（計9週間分）	川場村・館林市	全て検出下限値未満
	9月18日～11月16日（計9週間分）	草津町・桐生市	全て検出下限値未満
	11月19日～2月15日（計9週間分）	渋川市・甘楽町	全て検出下限値未満
平成25年度	9月30日～10月25日（計4週間分）	渋川市・安中市	全て検出下限値未満
	10月29日～11月22日（計4週間分）	沼田市・上野村	全て検出下限値未満
	11月25日～12月20日（計4週間分）	神流町・高山村	全て検出下限値未満
	1月14日～2月7日（計4週間分）	東吾妻町	全て検出下限値未満
	1月14日～1月24日（計4週間分）	館林市	全て検出下限値未満
	2月10日～2月21日		
	1月27日～2月21日（計4週間分）	邑楽町	全て検出下限値未満
平成26年度	5月12日～7月18日（計10週間分）	沼田市・安中市	全て検出下限値未満
	9月1日～11月7日（計10週間分）	館林市・渋川市	全て検出下限値未満
	11月10日～2月6日（計10週間分）	高山村・邑楽町	全て検出下限値未満
平成27年度	9月14日～11月13日（計8週間分）	沼田市・高山村・邑楽町	全て検出下限値未満
	11月16日～1月29日（計8週間分）	渋川市・安中市	全て検出下限値未満

## 7 廃棄物

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質汚染対処特措法」)に基づく、特定一般廃棄物処理施設(焼却施設、最終処分場)から排出される排ガス及び排出水の放射能濃度(放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計値)の測定結果では、基準を超えた施設はありません。

また、群馬県内における指定廃棄物(放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超え、環境大臣が指定した廃棄物)は、1,186.7tありますが、現在、新たな発生はありません。

県内の指定廃棄物は、発生した公的施設等で安全に保管されています。保管場所の空間放射線量率も定期的に測定されており、測定値は周辺の空間放射線量率と同等となっています。

なお、指定廃棄物は、国が責任をもって処理することとされており、現在、国により、長期管理施設(最終処分場)の確保などの処理に向けた取組がされています。

### (1) 一般廃棄物処理施設における放射能濃度

市町村等は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、特定一般廃棄物処理施設(焼却施設、最終処分場)に係る放射能濃度の測定を実施しています。また、県でも市町村等の施設の維持管理状況の監視として、市町村等に測定結果の報告を求め、立入検査を実施しています。市町村等の測定結果は、県のホームページで公表しています。

測定結果の概要は次のとおりです。

- ・焼却施設の排ガスの放射能濃度は、いずれ

も基準値以下でした。

- ・焼却施設の焼却灰の放射能濃度が、指定廃棄物の指定を受ける1キログラム当たり8,000ベクレルを超えるものはありませんでした。なお、放射能濃度は、原子力発電所の事故後、年々減少しています。
- ・最終処分場の排出水の放射能濃度は、いずれも基準値以下でした。
- ・最終処分場の周辺地下水の放射性セシウムは、いずれも不検出で、水質への影響は認められませんでした。

### (2) 指定廃棄物の処理

群馬県には、指定廃棄物として、浄水発生土(注17)が672.8t、下水汚泥(焼却灰等含む)が513.9t、合計1,186.7tが指定されています。

現在、新たな発生はありません。

群馬県で発生した指定廃棄物は、発生した公的施設等9箇所において、環境省が策定したガイドラインによる保管基準に従って、しっかりと保管されています。

現在、国により、長期管理施設(最終処分場)の確保などの処理に向けた取組がされています。

す。

なお、群馬県の指定廃棄物は、平成28年12月26日の第3回指定廃棄物処理促進市町村長会議において、安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応することが表明されたことを受け、現地保管継続・段階的処理の方針が決定されました。

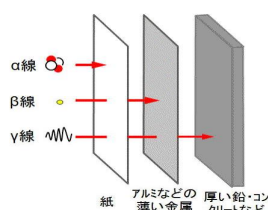
(注17)

浄水発生土＝浄水場において、水道水をつくる過程で発生する土砂等の沈殿物を取り出したものをいいます。

#### ○放射線の性質(透過性)

放射線には、ものを突き抜ける性質(透過性)があり、3種類ある放射線の透過性は異なります。

■ 透過性



アルファ線：紙でも透過しません。

ベータ線：紙は透過しますが、アルミなどの薄い金属は透過しません。

ガンマ線：紙やアルミなどの薄い金属は透過しますが、厚い鉛やコンクリートは透過しません。